

2011年1月18日

茨城県議会議長
田山 東湖 殿

日本共産党県議会議員 大内久美子

議会運営の改善に関する申し入れ

新議会が県民の負託にこたえて、県民要求を取り上げ、チェック機能を発揮するうえで、議会運営のいっそうの改善が求められています。少数意見の尊重こそ民主主義の基本です。本会議の発言規制の撤廃はまったなしの課題です。

私どもはこれまでも議会運営の改善を提案してきましたが、新議長のもとで、新議会のスタートにあたり、あらためて下記事項について提案するものです。

記

1. 議会運営の改善について

- (1) 発言の自由は言論の府としての議会の機能を発揮する最大の要素であり、全国に例のない一般質問を年間30名に制限する慣習はあらためること。会期日数や会議時間を見直し、議員の質問権を保障すること。
- (2) 議案質疑は一般質問と区別しておこなうこと。
- (3) 1人会派を認めること。
- (4) 議会運営委員会はすべての会派で構成すること。
- (5) 議案の配付は議会招集告示と同時にこなうよう執行部に求めること。
- (6) 陳情書についても請願書と同様に扱い、審議すること。審議にあたっては請願・陳情の代表者や紹介議員の意見を可能な限り聴取するよう努めること。

2. 公費支出について

- (1) 政務調査費は会派の調査研究に資するための必要経費という用途基準を明確にし、いっそう透明性を高めること。「按分」によって政党や後援会活動、私的活動にも支出を認める「手引」は見直すこと。会派別の収支報告書をホームページ上で公開すること。
- (2) 費用弁償は実態に即して交通費の実費支給にすること。本会議、委員会開催日以外は支給しないこと。

3. 行政視察の抜本的見直しについて

- (1) 海外視察は、財政状況を勘案して当分の間、中止すること。
- (2) 県外視察については、まず「視察ありき」のやり方をあらため、目的、課題

を明確にし、視察先について各委員会で合意した場合に限って実施すること。
視察先での懇親会は中止すること。

4．政治倫理の確立について

- (1) 県公共事業受注企業からの政治献金（政治資金パーティー券を含む）の禁止を
実行すること。
- (2) 議員の兼業禁止規定を厳格に守ること。
- (3) 「資産公開条例」を抜本的に見直し、公開対象・範囲を広げ、審査機関・問
責制度がともなう実効性のある「政治倫理条例」に改定すること。

5．選挙区と定数の見直しについて

- (1) 県議選挙区と定数の見直しにむけて、全会派で構成する検討機関を設置する
こと。
- (2) 選挙区割り合区するなど改善をはかり、定数 1 及び 2 人区をなくすこと。
- (3) 1 票の格差を少なくとも 1 対 2 未満になるよう是正すること。総定数は現行
65 人を守ること。

6．その他

- (1) 常任委員会傍聴については、傍聴席の拡充・改善をはかり、傍聴者に日程や
審議項目などの資料を配付すること。
- (2) インターネットによる中継を各委員会にまで拡大すること。
- (3) 常任委員会と執行部との懇親会は中止すること。
- (4) 議員室は、土・日・祝日も必要なとき使用できるようにすること。
- (5) 議長が議員に登壇を許可するときは、姓名に議員を付して呼称すること。

以 上